議案第13号

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年2月26日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成28年加西市条例第12号) の一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

3 法第3条第2項の規定により第6条の規定の適用を受けない建築物について増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、この規定は適用しない。

第10条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 法第3条第2項の規定により第7条第1項の規定の適用を受けない建築物について増築 又は改築をする場合においては、市長が適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれ がないと認めて許可したときは、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、 この規定は適用しない。

別表第2倉谷町産業公園地区地区整備計画区域の項アの欄中「事務所等」の右に「(以下「暴力団事務所等」という。)」を加え、同表鶉野飛行場跡地東部産業拠点地区地区整備計画区域の部を次のように改める。

跡地東部産を除く建築物 分に応じ、それぞれ							
地区整備計画区域	跡地東部産 業拠点地区 地区整備計	を除く建築第 2 (28) から 第 (28) から 第 でで (28) がら 第 でで	る)(21) (31) 項ままむ 項ままむ 項表 のに の画及す第 のに の画及す第 のに のに のに の画及す第 のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに	分に応じ、それぞれ 当該各号に掲げる数 値とする。(ただし、 敷地面積が1,000㎡ 以上のもるに限る。) (1)主たたるに に を 会と を 会とする。) (1)主たるに に を 会と に を を を を を を を を を を を を を を を を を を	20 m		

	域又は中野地区地区計			
	画区域に存する事業所			
	の福利厚生の用に供す			
	るものを除く。)			
	(6)法別表第2(に)の項			
	第3号(これらの建築物			
	のうち主たる用途がこ			
	の地区計画区域又は中			
	野地区地区計画区域に			
	存する事業所の福利厚			
	生の用に供するものを			
	除く。)及び第5号に掲			
	げるもの			
	(7)法別表第2(ほ)の項			
	第2号に掲げるもの			
	(8) 専ら性的好奇心をそ			
	そる写真その他の物品			
	の販売を行う店舗			
	(9)店舗(前号に掲げるも			
	のを除く。)、飲食店、			
	展示場その他これらに			
	類する用途に供するも			
	ののうち、建築物の一敷			
	地につきこれらの用途			
	に供する部分の床面積			
	の合計が500㎡を超える			
	もの			
	(10)遊技場			
	(11)延べ面積が15㎡を超			
	える畜舎			
	(12)結婚式場、葬儀場その			
	他これらに類するもの			
	(13)幼保連携型認定こど			
	も園(この建築物の主た			
	る用途がこの地区計画			
	区域又は中野地区地区			
	計画区域に存する事業			
	所の福利厚生の用に供			
	するものを除く。)			
B地区	次の各号に掲げる建築物	$200\mathrm{m}^2$	次の各号に掲げる区	20m
	を除く建築物		分に応じ、それぞれ	
	(1)法別表第2(る)の項		当該各号に掲げる数	
	第2号及び第3号に掲		値とする。(ただし、	
	げるもの		敷地面積が1,000㎡	
	(2)暴力団事務所等		以上のものに限る。)	
	(3)法別表第2(い)の項		(1)主たる用途が住	
	第5号(この地区計画区		宅、共同住宅、寄	
		l .		

- 域に存する事業所及び 近隣住民を対象とする ものを除く。)及び第7 号に掲げるもの
- (4)法別表第2(い)の項 第6号(保育所の用に供 するもののうち主たる 用途がこの地区計画区 域又は中野地区地区計 画区域に存する事業所 の福利厚生の用に供す るものを除く。)
- (5)法別表第2(に)の項 第3号(これらの建築物 のうち主たる用途がこ の地区計画区域又は中 野地区地区計画区域に 存する事業所の福利厚 生の用に供するものを 除く。)及び第5号に掲 げるもの
- (6)法別表第2(ほ)の項 第2号に掲げるもの
- (7) 専ら性的好奇心をそ そる写真その他の物品 の販売を行う店舗
- (8)店舗(前号に掲げるものを除く。)、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供するもののうち、建築物の一敷地につきこれらの用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの
- (9)遊技場
- (10)延べ面積が15㎡を超 える畜舎
- (11)結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの
- (12) 幼保連携型認定こど も園(この建築物の主た る用途がこの地区計画 区域又は中野地区地区 計画区域に存する事業 所の福利厚生の用に供 するものを除く。)
- (13) 戸建ての専用住宅(こ

宿舎又は下宿である建築物の敷地に 隣接する敷地境界 線にあっては、2 m

(2) その他の敷地境 界線にあっては、

1 m

	の建築物の主たる用途 がこの地区計画区域又 は中野地区地区計画区 域に存する事業所に従 事する者の居住の用に 供するものを除く。)		
--	--	--	--

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(審議資料)

市街化調整区域における地区計画として都市計画決定を行った「鶉野飛行場跡地東部産業拠点地区地区計画」の区域を市街化区域に編入することに伴い、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・市街化区域に編入することに伴う文言の修正 鶉野飛行場跡地東部産業拠点地区地区計画区域内に建築できない建築物の明記
- ・既存建築物の外壁後退距離の適用を除外する規定の追加